

## 第4回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和元年9月24日(火)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時50分

第4回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 9号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稻 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	8 番	川 鍋 優 君
9 番	井 野 重 明 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君		

欠席委員 2名

10 番	早 野 公 夫 君	17 番	渡 辺 敏 男 君
------	-----------	------	-----------

推進委員

久喜 1	平 林 勝 博 君	久喜 3	砂 川 喜 義 君
久喜 5	柿 沼 正 男 君	久喜 6	金 子 保 君
菖蒲 1	青 木 隆 夫 君	菖蒲 2	荒 井 鉄 男 君
菖蒲 4	関 裕 一 君	菖蒲 8	柴 崎 行 雄 君
栗橋 6	遠 藤 正 幸 君	鷺宮 1	松 本 喜 博 君
鷺宮 2	渡 辺 祥 克 君	鷺宮 6	野 本 謙 一 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	係 長	大 内 康 範
主 任	黒 須 一 宏	主 事	石 田 純 矢

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、定刻になりましたので、第4回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、早野委員さんと渡辺委員さんがまだお見えになっておりませんが、過半数に達しておりますので、会議は成立いたします。

初めに、岩崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。7番、蔵口委員さん、8番、川鍋委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、前回8月26日の農業委員会から本日までの経過についてご報告をさせていただきます。議案書の3ページになりますが、初めに8月29日埼玉県等が主催する令和元年度農地利用最適化推進活動活性化研修会が、羽生市産業文化ホールにおいて開催され、岩崎会長初め事務局職員を含め44名の方がご出席をされました。研修会の内容につきましては、ごらんとおりでございます。

8月30日、当農業委員会主催の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を鷲宮総合支所で開催しました。当日は、県農林公社及び県春日部農林振興センターの職員等を講師にお招きし、農地中間管理事業等の研修を行ったほか、事務局職員から農地法に関する説明をさせていただきました。

また、農業委員会の恒例行事でございます農地利用状況調査として農地パトロールに関してご説明をさせていただき、きょう現在、既に取り組んでいただいていると思っておりますが、この場をおかりして農地パトロールにつきましては改めてご協力をお願いしたいと思います。ご多用のことと思っておりますが、よろしく願います。

最後になりますが、9月13日、県主催の荒廃農地調査等に係るデータ入力研修会が、さいたま市の浦和合同庁舎において開催され、事務局の長谷川担当主査が出席いたしました。

報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告につきまして、何か質問がございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切らせていただきます。

続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたら、ご報告願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進ませさせていただきます。

◎議案第10号

○会長（岩崎長一君） 日程第5、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、3条について個別にご説明をさせていただきます。

議案書の6ページごらんいただければと思います。まず初めに、申請書番号が191305番、譲受人は宮代町在住の方、譲渡人は久喜東5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の畑1筆、10平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲を21アール、野菜を66アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。その他、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号191306番、譲受人、譲渡人とも上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田1筆、927平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲を86アール、野菜を124アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号191307番、こちらも譲受人、譲渡人とも上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑2筆、合計609平米でございます。権利の内容につきましては、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は耕作便利でございます。譲受人は、現在水稲を86アール、野菜を124アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、梨の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号が191308番、譲受人、譲渡人とも上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、609平米でございます。権利の内容につきましては、贈与によります所有権の移転で、先ほどご説明させていただいた案件であります191307番の申請書の土地の交換ということになっておりまして、申請の事由は耕作便利でございます。譲受人は、現在水稲を12アール、野菜を56アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、小麦などの作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま4件の説明がございました。ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

木村委員。

○会長代理（木村信一君） 18番、木村です。9月21日に川鍋委員さんと一緒に現地を調査してまいりました。それでは、報告させていただきます。

191305、これにつきましては、ここは後ろに汚水処理場の道路を挟んだ隣の位置で、一応現在稲がつくってありまして、3分の1ぐらいですか、刈ってあった状況です。この案内図、報告書見ても10平米なので、現地の正確な場所は正直わかりませんでした。陸田で稲をつくっているみたいで、ポンプ小屋の隣のところ、案内図にありましたから、

ああ、この辺だなというの、現地は確認できたのですけれども、一応10平米で現状稲がつくってあったので、ちゃんとしてありましたので問題ないと思います。それと、この譲受人に関しましても、宮代町農業委員会から経営状況の確認書が出ていますので、問題ないと思います。

それから、191306、これにつきまして、東京理科大、今配送センターになっている、北へ100メートルぐらいのところの田んぼです。現在まだ稲刈ってなかったですね、耕作中です。譲受人は梨を大きくして、機械もちゃんとそろっていますので、全然問題ないと思います。

それから、191307と191308は、これ等価交換で交換するみたいで、譲受人も譲渡人も私の存じ上げている人で、この場所はさっきのところ191306の申請地の近くで、ここは東京理科大の跡地で、久喜市の新しい給食センターができる位置の北へ200メートルぐらいのところ、両方畑になっていて、先ほどの水田から500メートルぐらいしか離れていない場所です。それで、一応先ほど大内係長のほうから話がありましたように、191307番も譲受人の方の梨畑と隣接しておりますので、説明にあったように梨を植えるような感じでした。それとこっちの191308、ここは一応畑で耕うんされてきれいになっていました。191307のほうはまだ小豆が植えてあって、収穫されていませんでした。両方ともお互いに農業機械その他そろっていますし、現状でも梨とか稲作やっていますので、問題ないと思いますので、許可相当と思います。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま4件の調査報告がございました。質問をお受けいたします。

○5番（籠宮 博君） これ記入ミスだと思うのですけれども、191308です。公図のほうと現地の地図のほうで見ますと、現地のほうが道路までこれ交換するようになっていますよね。黒く斜線が引いてあるところ。公図だと道路のほうは抜いてあるのですけれども。

○会長（岩崎長一君） 大内係長。

○係長（大内康範君） 済みません。資料の4番のほうがちよっと囲む区域が大きくなってしまって、道路まで入ってしまっています。正式には今の籠宮委員のほうから説明があったとおり、公図のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ほかに。蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 座ったままですいません。簡単なことなのですけれども、この案件の2件の交換というのは、いわゆる個別の集積みたいなものですね、という理解でいいですか。

○会長代理（木村信一君） 現状、そんな感じですね。191308のほう譲受人の畑と隣接しています。この上の191307のほう譲受人の梨畑と隣接した、梨畑を広げるような感じで梨を結構大きくやっているのですよ。矢野委員さんも存じ上げていると思うのですけれども、かなり久喜で大きくやっているということで、梨の拡大で、それでやったのではないかなと、推測です。

○7番（蔵口哲夫君） 集積案件ですよ、個別の。

○会長代理（木村信一君） そういうことになりますね。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第11号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書9ページごらんいただければと思います。

申請書番号が194401番、申請人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑2筆、合計137平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用でありまして、追認案件でございます。

資料の5にございますとおり、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地につきましては、現在納屋が建築されておりまして、昭和43年の航空写真などによりまして、線引き前から農地状態であったことの確認がとれたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 事務局が言ったように、これは追認案件となります。申請地は東鷲宮駅から東1.5キロで、周りは畑と住宅の中に位置しております。北側が畑、東側も畑、南が道路で、西が宅地となっております。とにかく個人のブロックの中にこのエリアが、この畑がありまして、何でこんなことが起きるのかなと不思議に思いながら下調べをしてきましたけれども、一応そういうことで追認案件ということで、現状は変わりません。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの蔵口委員からの調査報告につきまして、質問がございますればお受けいたします。

○久喜3（砂川喜義君） 質問してよろしいですか。

○会長（岩崎長一君） どうぞ。

○久喜3（砂川喜義君） 9ページのこの案内図のところですが、この内容がちょっと違っているように見受けるのですけれども、9ページだと137平米になっているのですけれども、こっちの図面のほうだと138.46平米となっています。

何か理由があるのか。

○会長（岩崎長一君） 事務局、大内係長お願いします。

○係長（大内康範君） これは簡単に言うと登記簿上の面積と実測の差です。農地法上は登記簿上の面積で申請するという形になっているので、137平米になります。ただ、実測すると多分この申請自体は図面を、うちだけではなくて、都市計画課とか関係課にも証明の添付資料として出しているものだと思うので、そうすると実測も必要になるということで、多分実測が138.46平米ということだと思います。

以上です。

○久喜3（砂川喜義君） わかりました。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項の各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第12号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

なお、申請書番号192506番につきましては、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。議案書の11ページごらんいただければと思います。

まず初めに、申請書番号は191517番、譲受人は久喜北1丁目在住の方、譲渡人は青森県在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の田2筆、合計387.22平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、前面道路に水道管及び下水管が埋設され、500メートル以内に2つ以上の公共施設がある第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市内にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供も生まれ手狭になってきたことから、将来のことを考え、市街化区域に隣接しており勤務地からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号191521番、譲受人は江面在住の方、譲渡人も同じく江面在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑3筆、合計533平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、公共施設であります久喜市役所から500メートル以内の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、将来のことを考え、実家からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、足利銀行からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号192501番、譲受人は神奈川県川崎市に本社を置き、昭和42年から貨物自動車運送業などを行っている法人となります。譲渡人は上尾市在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田6筆の一部、合計290平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によりますボーリング調査のための一時転用で、転用期間は2カ月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域で

ございますが、ボーリング調査のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地を含む周辺農地では、現在新たな施設を建設する計画が進んでおりまして、その事前準備として計画地の一部農地におきまして基盤調査を行うための転用となっております。調査を行う地点につきましては、資料8の計画図にありますとおり、6カ所の地点におきましてボーリング調査を行う予定となっております。また、調査の際、使用する車両につきましては、付近の農地以外の敷地を車両置場として利用することとございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

なお、新たな施設の建設につきましては、特別積み合わせ貨物施設の建設を予定しているとのことでありまして、現時点におきます都市計画課との協議結果につきましても資料として添付されており、確認がとれてございます。

続きまして、申請書番号192503番、譲受人はさいたま市に事務所を置き、土木業などを行っている法人代表者の個人が譲受人となっております。譲渡人はさいたま市在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲地内の田4筆の一部及び畑1筆、合計1,677平米でございます。申請の概要につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は9カ月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でございますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして、こちらも不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣地と比べまして低地となっているため水はけが悪く、耕作機械の出入りに困難なため、効率よく営農活動を行うための農地改良となっております。

資料9の断面図をごらんいただければと思いますが、図面のとおり工法はいわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さ60センチ、現況面から50センチの嵩上げを行う計画でございます。搬入土につきましては、工事の建設資材置場に保管されております一般建設残土でございまして、農地改良後は果樹及びネギなどの作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号192504番、譲受人は加須市在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷地内の畑1筆、487平米でございます。申請の概要につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供も生まれ手狭になってきたことから、譲受人の一人であります妻の実家からも近く、妻の祖父が所有している当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、192506番飛ばしまして192507番でございます。譲受人、譲渡人とも菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田1筆、360平米でございます。申請の概要につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域におきまして居住する者の日常生活、また業務上必要な施設で集落に接続して建築されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在申請地近くにあります実家にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、譲渡人であります母親が所有し、実家からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉県信用金庫からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。



続きまして、申請書番号194512番、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は東京都在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、久本寺地内の畑3筆、合計299平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、前面道路、水道管及びガス管が埋設され、500メートル以内に2つ以上の教育施設及び医療施設があります第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、公共施設や商業施設からも近く、市街化区域からも比較的近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194513、譲受人は久喜北1丁目在住の方、譲渡人は上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑1筆、354平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域におきまして居住する者の日常生活、また業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在市内にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、将来のことを考え、実家からも近く、父親が所有している当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及びJA住宅ローンからの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転に伴う確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194514番、譲受人は古河市在住の方、譲渡人は八甫1丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、八甫及び東大輪地内の畑3筆、合計378平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、公共施設であります鷲宮総合支所から500メートル以内の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、将来のことを考え、公共施設や駅からも比較的近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっておりまして、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明に関連をし、第2調査班からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

川鍋委員。

○8番（川鍋 優君） 8番、川鍋です。21日に木村会長代理と現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号191517、この申請地は、イトーヨーカドーから東へ500メートルほどの集落内に位置しております。地目は田となっておりますけれども、現況は畑で、休耕地ということでありました。周囲は、北側が田、東側が住宅、南側が市道、西側が住宅となっております。

被害防除については、排水は下水管へ接続し、また雨水については、道路の側溝へ放流するという計画になっておりますので、特に周辺に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号191521番、この申請地は、久喜の市役所から南へ300メートルほどの集落内に位置してお

ります。周囲は、北側が用水路、新川の水路ですね、東側が住宅、南側が畑、西側が畑、そしてまた周囲の畑というのは休耕地ということで作物等は栽培をされておられません。被害防除については、合併浄化槽の排水は、U字溝の側溝へ放流するという計画になっております。また、入り口がちょっと複雑にカーブしているのですが、この現状がなかなか、周りが草だらけだったので把握できなかったというようなことでありますが、大体予想して見てきたというふうに理解していただきたいと思います。したがって、周囲に被害を及ぼすということはないと思われま

す。

以上2つの案件については、申請書内容及び現地の状況から許可相当であるというふうに判断をいたします。

以上です。

○13番（木村 実君） 続いて、13番、木村です。21日の日に14番の塚越委員さんと現地調査を行ってまいりました。

申請書番号が192501、当該地は、久喜市の菖蒲老人福祉センターから県道下早見菖蒲線を挟んだ北側にありまして、東側は水路を挟んで市道、南側はコンビニエンスストア、西側は物流会社、北側は市道という道で、きれいに除草されておりました。つい最近までは草ぼうぼうだったのですけれども、きれいに除草されておりました。被害防除につきましては、ボーリング調査ということなので、作業通路、調査地点、資材置場などをシートを敷いて養生するというようになっておりますので、周辺への被害を及ぼすことはなからうと考えます。

続きまして、申請書番号192503、当該地は、しょうぶ会館の北側、北に約350メートルぐらいに位置しております。東側は市道、南側は畑、西側は宅地、北側は畑という立地でございます。当該申請地、周囲は、畑の地盤が道路よりちょっと高いぐらいですかね、この申請地だけがぽっかりと低くなっておりまして、除草はしてありましたけれども、水がたまっておりました。被害防除につきましては、搬入時に盛り土以外飛散させないように気をつけますというふうにしてございますので、周囲に被害を及ぼすことはないと考えられます。

続きまして、192504、当該申請地は、菖蒲町柴山枝郷、丸谷集会所というものが、神社の隣にございまして、そこから北に200メートルぐらいに位置しております。東側は畑、南側は畑、西側と北側が市道という立地でございます。被害防除につきましては、隣地境界にマウンドアップ、土盛りだと思っておりますが、これをして敷地内に雨水浸透ますを設け、市道側はコンクリートブロック3段積みということで、周囲に被害を及ぼすことは考えられないというふうに見てきました。

次に、192506番は飛ばしまして、192507番、当該申請地は、モラージュ菖蒲から国道122号を挟み、おおむね300メートルぐらい東側に位置しております。東側は田、南側は田、西側は水路敷と水路を挟んで市道、北側は市道を挟んで田という立地でございます。地目は田となっておりますが、現状盛り土をされておまして耕うんもされておりました。被害防除につきましては、隣地境界にコンクリートブロックを設置する計画となっておりますので、周囲に被害を及ぼすということはないと考えられます。

192506を除きまして4件、以上4件は、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上です。

○7番（蔵口哲夫君） 続きまして、鷺宮地区の案件を説明します。今回、当初栗橋の横田さんと一緒に回る予定でございましたけれども、栗橋には今回案件がないということで寂しく1人で回ってまいりました。

194512ですが、この申請地は、アリオ鷺宮から北に200メートルほど、非常に近い便利なエリアですね。畑の中に位置しております。周囲は、北側が畑、東側も畑、南側が市道で、西側も畑になっております。申請地の現状は更地です。ちょっと雑草が生えておりました。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、既存の下水道に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

続きまして、194513、申請地は、東鷲宮駅南西に750メートルほどの畑の中に位置しております。北側は宅地、宅地といっても、これは下新井のポンプ場が隣接してしまして、東側は農地、南側も農地、西側は市道となっております。申請地、ここも更地です。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック塀を設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続するため周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。最後の案件です。194514、申請地は、鷲宮総合支所から北に250メートルほどの畑と住宅の中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側は雑木林、南側は畑、西側は道路となっております。申請地の現状は、ここも更地でした。被害防除につきましては、コンクリートブロック塀を設置する計画になっており、排水については、下水道に接続するという事になっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上3案件については、申請書及び現地許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま9件の調査報告がございました。質問をお受けいたします。

長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。申請書番号192501の件ですけれども、将来配送センターをつくるための調査と聞いたのですけれども、ここは非常に低くて雨が降ると県道下早見菖蒲線ですか、冠水するのですけれども、ここを埋め立てると余計冠水するのではないかと思うのですけれども、下水、排水関係はどうなっているのでしょうか。

○係長（大内康範君） 具体的なものについては、まだうちの農業委員会には上がってきてはいません。ただ、この実際にやろうとしている農地の中には、例えば水路だったり道路だったりということなので、そういったつけかえとかも含めての、このままいけばですけれども、案件になると思います。なので、そこら辺も含めて、道路まで、雨水の冠水がどこまでいくかというのは、ちょっと別として、内部的なものはもちろん、その都市計画法の中で雨水なりの処理というのは必ず見ますので、そういった部分でその関係部署と連携して、あくまでも許可をもらって農地法の許可が出るという流れになると思いますので、ただ今のところはそこまでは把握はしていないという状況でございます。

○11番（長谷川 勲君） わかりました。

○会長（岩崎長一君） ほかにどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、進まさせていただきます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、192506番を除き、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

次に、192506番に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限により、岡田武さんにおかれましては暫時ご退席願います。

[12番 岡田 武君退席]

○会長（岩崎長一君） それでは、議案につきまして事務局に説明いたさせます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、説明させていただきます。

申請書番号が192506番でございます。譲受人は東京都中央区に事務所を置き、平成29年から太陽光発電システムの製造等を行っている法人となります。譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、下栢間地内の畑1筆の一部、1,200平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定により資材置場兼駐車場のための一時転用でございまして、転用期間は8カ月間となっております。農地の区分につきましては、農用地域でございますが、栢間沼に太陽光発電設備を設置するための資材置場兼駐車場としての一時転用でございますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして許可の例外が適用されるものでございます。譲受人であります法人は、現在、申請地付近にあります栢間沼に太陽光発電設備を設置する事業を請け負っているため、工事中の資材を置く場所を探していたところ、譲渡人から承諾を得られたことから、当該申請地を資材置場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（木村 実君） 13番、木村です。申請書番号192506は、当該申請地は久喜市立栢間小学校から北に約500メートルの位置にございまして、現状は畑できれいに耕うんをされておりました。東側が畑、南側も畑、西側も畑、北側が市道という立地でございます。被害防除につきましては、資材置場として周囲に高さ2メートルの安全鋼板の仮設フェンスを設置するということから、周囲に被害を及ぼすことはないと考えられます。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの調査報告につきまして、質問をお受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、192506番について、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

[12番 岡田 武君着席]

◎議案第13号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第13号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の16ページごらんいただければと思います。今月は1件の新規案件の申出を受けておまして、そちらのほう、これからご説明させていただきます。

申請書番号が栗の2番でございます。利用権を設定する農地は、河原代地内の田5筆、合計1万3,716平米でございます。借り手につきましては、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸し手は河原代在住の方となっております。農地中間管理事業の案件でございます。設定する利用権は賃貸借権の設定でございまして、水稻作付10年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当5,000円となっております。

以上1件が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、先ほどご説明させていただいたとおり、全体でも同じく5筆、1万3,716平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。今月は農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸し付けとなりますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、質問がございますればお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第14号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第14号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書18ページごらんいただければと思います。今月は1件の申出を受けております。

それでは、ご説明させていただきます。内容としては、先ほど13号の案件説明させていただいたものと同じでございまして、栗の2番でございます。賃貸借権設定を受ける農地は、河原代地内の田5筆、合計1万3,716平米でございます。借り手は、埼玉県農林公社でございまして、設定する権利は賃貸借権の設定で、水稻作付10年間、賃借料は反当5,000円を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、栗2番の採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 栗2番につきましては、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、まず初めに議案書の20ページごらんいただければと思います。農地法第4条の届出についてでございます。今月は2件の農地法第4条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の22ページから28ページでございます。こちらは農地法第5条の届出でございます。今月は13件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、こちらにつきましてもいずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の30ページ及び31ページでございます。こちらは農地法第3条3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しております。いずれも相続を原因とする届出となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま報告と説明がありました。これに対しまして、何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切らせていただきます。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、進めさせていただきますが、日程の第8、協議事項に入ります。

今回はあらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けいたします。

どうぞ、杉田委員。

○2番（杉田孝行君） 先般羽生の研修に行った帰りに川鍋委員さんとお話をしたのですが、昨今あちらこちらで耕作放棄地であったり、水路なり、また農道が荒れているという中、川鍋委員さん、また小林推進委員さんの地区では、地域が一体となって多面的機能を活用した水路や農道を管理しているということで、特にこの中では耕作者と地主が参加して管理しているということで、若干の時間をいただいて川鍋委員さんのほうから内容を説明していただければと思いますので、よろしく願います。

○会長（岩崎長一君） よろしく願います。

○8番（川鍋 優君） このような席で発言をさせていただくことに大変感謝申し上げます。今杉田さんからお話があったように、私の地区は多面的機能支払い交付金という制度を利用いたしまして、草刈り等あるいは地域の環境を守るということで活動しております。なぜこれを始めたかといいますと、私、3年前に農業委員になりまして、そのときに人・農地プランという会議がございまして、そこに出席したときに事務局のほうからこういう制度があるのだということを初めて聞いて、これはすばらしいな、ぜひ地元でもこの組合、こういう制度を利用して地域のため

に何か役に立てばいいかなというようなことで、私、率先して地域に戻って活動させていただきまして、2年前に発足をさせていただきました。

その支払い交付金という、その制度の目的でありますけれども、私どもで3つ掲げました。1つは、荒廃農地をつくらない。地域でつくらないということですね。幸いにして私の地区では、1枚もそういう荒廃農地というのは現在ございません。今後もつくらないということを目指して、この活動を続けていきたいと思っております。2つ目に、農地の資源、あるいは環境を守るというようなことで活動していきたいというふうに考えました。3つ目は、今まで地先という概念がございます。要するに田んぼをつくっている人、道路に面した公共の道路、そういうところまで地先と、土地の所有者が草刈りをしたりして管理していたわけですが、そういった地先という概念をなくして、みんなが使うところ、みんなで管理するのだというふうなことを目的にこの組合をつくりました。

私のほうの地域の概要ですけれども、田畑合わせて120町歩ほどございます。一応農家の組合ということで25名、これは大体平均的な集落だというふうに思っておりますけれども、年間56万7,000円、国のほうから予算をいただいております。その交付金の中で具体的にどういった活動をしているのかといいますと、草刈り作業というようなことで年に4回行っております。5月の初め、6月の下旬、8月、これから4回目ですね、最後これからですけれども、10月の下旬に行く予定になっております。したがって、1年間を通して道路が非常にきれいだ、草も生えていない環境で周りからも大変喜ばれているというふうなことで活動しています。また、そのほかに用水路あるいは排水路のしゅんせつ作業、年に2回ですね、そういったことも行っておりまして、用水路がいつでも自由に水が滞りなく流れてくるというふうなことで活動しております。

そういうことで、各事業におきまして大変多くの組合さんが幸いにして出席していただいて参加していただいているというようなことでありまして、こういった交付金制度を多くの皆さんの集落でも、制度を活用していただいて、農地の資源、あるいはその地域の環境を守る、あるいはまたお互いのコミュニティの活性化というふうなことにつなげていただければいいかなというふうなことで発言をさせていただきました。この多面的機能支払い交付金というのは久喜市において何カ所かの既に活動しておるところもあるので、多くのところでまだまだこれからというようなこと、利用していない集落があるので、ぜひとも今後このことを通じて地域を守っていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○会長（岩崎長一君） どうもありがとうございました。

○5番（籠宮 博君） それは書類が大変ではないですか。

○8番（川鍋 優君） 書類が大変だということですが、事務局、農業振興課のほうで大半やってくれるので、そんなに苦労はしないかなと思っています。当然写真を撮る人、証拠写真ですね、事業の。それから、会計さん、当然専門の方にやっていただいて、大変事務的というか、事務に関して、そういうことに対してもお金を支払ってやっているのです。全てにおいて、全ての活動に対してお金を支払っているというようなことで、今のところ順調に活動しております。

○会長（岩崎長一君） 推進委員さん、どうぞ。

○久喜3（砂川喜義君） 今の件についてなのですが、公道の草刈りをやっているのでしょうか。

○8番（川鍋 優君） 公道が専門です。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 川鍋委員さんから貴重な発表がございましたので、それぞれその地域、地域で、また違った背景があろうかと思えます。参考にして別な話もお聞きしながら検討するなどしていただければありがたいというふう

に思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様の中で、これに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時50分

○会長（岩崎長一君） それでは、以上をもちまして本日は閉会といたします。



本会議を証するためここに署名する。

令和元年9月24日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 蔵 口 哲 夫

署 名 委 員 川 鍋 優